

○入札及び契約情報

1 入札情報

工事の名称	施工第7号－1 非常用発電機架台工事
契約方法	一般競争入札
資格要件	1 本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。 入札参加資格に関する事項 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿(土木工事業)に登載され、Aランク総合点数930点以上の者であること。 (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成13年4月1日工検第12号)又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置(以下「参加資格停止措置」という。)を、当該工事における入札参加申請書の提出期限日(以下「申請期限日」という。)から落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。 (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の特定又は一般(土木工事業)の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業又は同等の実績があること。 (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。 ① 資本関係 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。 ア 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ② 人的関係 以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。)を現に兼ねている場合 ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 (6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者及び建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。 ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

	(7) 監理技術者にあつては、建設業法第3条の特定又は一般（土木工事業）の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること（ただし、元請工事における下請合計金額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の場合のみとする。）。 (8) 建設業法第26条第3項第1号（以下、「専任特例1号」という）、専任特例2号又は同法同条の5の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国総建第316号）」及び「技術者の配置について（岐阜県県土整備部技術検査課）」に規定される全ての要件を満たさなければならない。 (9) 平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、以下の工事を施工した実績を有すること。 ・建設業法で規定する土木一式工事で、完成引渡しの済んでいる工事費（税込み）5,000万円以上の施工実績 (10) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和7年10月31日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 ア 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士、技術士（建設部門）、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成22年度以降申請期限日までに、完成引渡しの済んでいる建設業法で規定する土木一式工事において、元請人として工事費（税込み）が3,000万円以上の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む） ※一般競争入札により発注となる本工事においては、工事請負代金の額が1,000万円以上の場合は配置される主任技術者は本工事の現場に専任すること。 (11) 岐阜県内に本店が所在すること。		
落札価格	93,500,000 円		
入札者の商号又は名称	第1回入札金額	摘 要	備 考
山本建設（株）	85,000,000	落札	
（株）S E I W A	86,000,000		

2 契約情報

工事の名称	施工第7号－1 非常用発電機架台工事
施工（履行）場所	岐阜県羽島郡笠松町若葉町12 笠松競馬場
契約業者名	山本建設（株）
契約業者住所	岐阜県岐阜市早田東町6丁目55番地
施工（履行）期間	令和7年10月9日～令和8年3月27日

契約金額（税込み）	93,500,000 円
種別及び概要	（新築工事）非常用発電機架台工事 一式 基礎工事 土木工事 架台工事 建築工事